

## 寄付金税額控除の計算方法（令和3年度以降）

### 〈モデルケース〉

次のような所得及び控除を有するTさんが地方公共団体に対する寄付（ふるさと納税）を100,000円行った場合

- ・給与収入額：5,000,000円（給与所得金額：3,560,000円）
- ・社会保険料控除：700,000円
- ・生命保険料控除：35,000円
- ・配偶者控除額：330,000円
- ・基礎控除：430,000円

### ①調整控除後所得割額（端数処理前）の計算

Tさんは給与所得しか有しないので、総所得金額は3,560,000円となります。

所得控除額は700,000円（社会保険料控除）、35,000円（生命保険料控除）、330,000円（配偶者控除）、430,000円（基礎控除）を合計し、1,495,000円となります。

課税総所得金額は3,560,000円（総所得金額）から1,495,000円（所得控除額）を差し引いた2,065,000円となります。

税額控除前の所得割額は、課税総所得金額に市・県民税の税率を乗じます。

（市民税）2,065,000円×6%=123,900円

（県民税）2,065,000円×4%=82,600円

次に調整額控除を算出します。

調整額控除を計算するには、人的控除（今回の場合は配偶者控除及び基礎控除）の所得税控除額と市・県民税控除額との差額を算出します。

	所得税控除額	市・県民税控除額	差額
配偶者控除	380,000円	330,000円	50,000円
基礎控除	480,000円	430,000円	50,000円

Tさんは課税総所得金額が200万円を超えることから、調整控除額は50,000円に5%（市民税3%、県民税2%）乗じます。

（市民税）50,000円×3%=1,500円

（県民税）50,000円×2%=1,000円

よって、調整控除後所得割額（端数処理前）は下記ようになります。

（市民税）123,900 円－1,500 円＝122,400 円

（県民税）82,600 円－1,000 円＝81,600 円

## ②基本控除額の計算

寄附金税額控除の対象となる寄附金の額は、総所得金額の30%が上限となるので、Tさんの場合は、

3,560,000 円（総所得金額）×30%＝1,068,000 円

が上限となります。

今回の場合は寄付金額が100,000 円で上限額を下回っているため、この金額を寄付金の合計額として計算を行います。

※寄付金額が総所得金額の30%を超える場合には、総所得金額の30%を寄附金の合計額として計算します。

市民税控除相当額＝{100,000 円（寄付金の合計額）－2,000 円}×6%＝5,880 円

県民税控除相当額＝{100,000 円（寄付金の合計額）－2,000 円}×4%＝3,920 円

よって、寄附金税額控除のうち基本控除部分は、市民税分が5,880 円、県民税分が3,920 円、合計9,800 円となります。

## ③特例控除額の計算（地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税がある場合のみ）

寄附金税額控除のうち特例控除額は、

控除額＝（地方公共団体等への寄附金の合計額－2,000 円）×{90%－（表1に定める割合×1.021）}  
で求めます。

【表1】

課税総所得金額－人的控除差額	割合
1,950,000 円以下	5%
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%
18,000,000 円超 40,000,000 円以下	40%
40,000,000 円超	45%

まず、Tさんの課税総所得金額から人的控除差額を差し引いた値を計算します。

$$2,065,000 \text{ 円 (課税総所得金額)} - 100,000 \text{ 円 (人的控除差額)} = 1,965,000 \text{ 円}$$

この結果、表1に定める割合は10%となります。

次に、実際に今回の場合にあてはめて計算すると、

$$(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} = 98,000 \text{ 円} \times 79.79\% = 78,194.2 \text{ 円}$$

$$\text{(市民税)} 78,194.2 \text{ 円} \times 3/5 = 46,916.52 \text{ 円}$$

$$\text{(県民税)} 78,194.2 \text{ 円} \times 2/5 = 31,277.68 \text{ 円}$$

ただし、特例控除額は調整控除後所得割額（端数処理前）の2割が限度なので、限度額は下記のようになります。

$$\text{(市民税)} 122,400 \text{ 円} \times 20\% = 24,480 \text{ 円}$$

$$\text{(県民税)} 81,600 \text{ 円} \times 20\% = 16,320 \text{ 円}$$

よって、市民税・県民税ともに限度額を超過しているため、寄附金税額控除のうち特例控除額は限度額である24,480円（市民税）、16,320円（県民税）となります。

#### ④寄附金税額控除の算出

これまでに計算してきた「基本控除額」と「特例控除額」を合算した金額（1円未満の端数は切り上げ）が寄附金税額控除となります。

$$\text{(市民税)} 5,880 \text{ 円} + 24,480 \text{ 円} = 30,360 \text{ 円}$$

$$\text{(県民税)} 3,920 \text{ 円} + 16,320 \text{ 円} = 20,240 \text{ 円}$$

よって、寄附金税額控除は市民税分が30,360円、県民税分が20,240円、合計50,600円となります。

#### ⑤申告特例控除額の計算（ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合のみ）

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合は、これまでに計算した「基本控除額」、「特例控除額」に加えて「申告特例控除額」が上乘せされます。

申告特例控除額は、③で計算した特例控除額（端数処理前）に下記の表2に定める割合を乗じて計算します。

【表2】

課税総所得金額—人的控除差額	割合
1,950,000 円以下	84.895 分の 5.105
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	79.79 分の 10.21
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	69.58 分の 20.42
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	66.517 分の 23.483
9,000,000 円超	56.307 分の 33.693

Tさんの実際の金額をあてはめて計算すると、③で計算した通り課税総所得金額から人的控除差額を差し引くと 1,965,000 円となるため、申告特例控除額は下記ようになります。

(市民税)  $24,480 \text{ 円} \times 10.21 / 79.79 = 3,132.48 \dots$

(県民税)  $16,320 \text{ 円} \times 10.21 / 79.79 = 2,088.32 \dots$

1 円未満の端数は切り上げるので、申告特例控除額は市民税分が 3,133 円、県民税分が 2,089 円、合計 5,222 円となります。

よって、Tさんにふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合の寄附金税額控除額は、市民税分が 33,493 円、県民税分が 22,329 円、合計 55,822 円となります。

	基本控除額		特例控除額		申告特例控除額		合計
	市	県	市	県	市	県	
ワンストップ特例 適用なし	5,880	3,920	24,480	16,320	—	—	50,600 円
ワンストップ特例 適用あり	円	円	円	円	3,133 円	2,089 円	55,822 円